

令和6年度第2回瑞穂市障害者自立支援協議会全体会議事録

1 開催日時 令和7年2月17日（月）午後1時30分～午後3時30分

2 開催場所 瑞穂市民センター 1階 第2会議室

3 出席委員

(1) 委員 17名

牛丸 真児、見吉 時夫、田中 正、廣瀬 功、玄 景華、岩瀬 陽子、
塩谷 岳二、坂井 友紀、山下 千鶴、棚瀬 友美、久富 和浩、寺倉 博、
林 善太郎、松田 憲児、二村 真紀、近藤 香おり、谷村 雄司

(2) 事務局

健康福祉部長 佐藤 彰道、福祉生活課長 古澤 秀樹
福祉生活課 杉原 昌実、浅野 かおり

4 議題

(1) 基幹相談支援センターの事業・運営状況等について

(2) 障害者短期宿泊事業の利用状況について

(3) 障害者週間及び発達障害者啓発週間について

(4) 各部会の報告について

(ア) 暮らし部会

(イ) 権利擁護部会

(ウ) 相談支援部会

(エ) 子ども部会

(5) 瑞穂市障害者自立支援協議会相談支援部会 部会員の変更について

(6) その他

5 会議資料

基幹相談支援センターの事業・運営状況等について（資料1）

障害者短期宿泊事業の利用状況について（資料2）

障害者週間及び発達障害者啓発週間について（資料3、4）

暮らし部会（資料5）、 権利擁護部会（資料6）

相談支援部会（資料7）子ども部会（資料8）、

瑞穂市障害者自立支援協議会相談支援部会 部会員の変更について（資料9）

6 議事内容

<p>司 会</p>	<p>皆さんこんにちは。本日は大変お寒いところ、またご多用の中ご出席いただき、誠にありがとうございます。開会の前に2点ほどお願いがございます。まず、本日は、議事録の作成のため、協議会の議事を録音させていただきます。次に、恐れ入りますが、携帯電話をお持ちでしたら電源をお切りいただくかマナーモードにさせていただきますようお願いいたします。会議に入る前に本日の会議資料の方の確認をさせていただきます。</p> <p>(資料の確認)</p> <p>もし資料等で不備な点がございましたら、事務局の方に一言おっしゃっていただければと思います。</p> <p>それでは、定刻となりましたので、これより令和6年度瑞穂市障害者自立支援協議会第2回全体会を開会いたします。</p> <p>本日の進行を務めさせていただきます健康福祉部福祉生活課長の古澤と申します。よろしくお願いいいたします。</p> <p>本日の会議でございますが、委嘱委員22名中、出席者17名で過半数以上となりますので、「瑞穂市附属機関設置条例」第8条の規定に基づき、本協議会は成立となります。</p> <p>協議会の開催にあたりまして、玄会長よりご挨拶をお願いいたします。</p>
<p>会 長</p>	<p>会長挨拶</p>
<p>司 会</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>ここで、前回の第1回全体会議をご欠席された2名の委員の皆様、自己紹介を兼ねて所属とお名前をお願いいたします。岩瀬委員、坂井委員の順によりお願いいたします。</p> <p>(委員自己紹介)</p> <p>ありがとうございました。それではこれより議題に入らせていただきます。</p> <p>これからの議事進行につきましては、瑞穂市附属機関設置条例第7条第3項により、玄会長に議長をお願いすることになりますので、よろしくお願い申し上げます。</p>
<p>会 長</p>	<p>それでは本協議会の議長を務めさせていただきます。</p> <p>協議会の進行になにとぞご協力お願いいたします。</p> <p>最初に本委員会は、瑞穂市審議会等の設置運営等に関する要綱第11条の規定により原則公開となっております。</p> <p>この会を公開とさせていただきますが、よろしいでしょうか。</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>異議が無いようですので、公開とさせていただきます。</p> <p>次に同要綱第12条の規定では、会議の公開は会議の傍聴を希望するものに会議を傍聴させることとなっております。</p> <p>まず傍聴定員を何人にするかを決めなければならないのですが、事務局</p>

	の方から何かご提案はありますでしょうか。
司 会	定員に特に規定はございませんが、前回の会議でも5人と決めさせていただいておりますので、今回も5人ではいかがでしょうか。
会 長	事務局から定員は5人との案が提示されましたが、委員の皆様方は何か意見等ございませんでしょうか。 特にご意見はないようですので、これから開催されます会議の傍聴人の定員は5人とさせていただきます。 事務局、今回の会議の傍聴人の申し出はありますか。
事務局	現在1名の申し出があります。
会 長	傍聴人の申し出がありますので、傍聴を許可してよろしいでしょうか。賛同をいただける方は挙手をお願いします。 挙手多数 ありがとうございます。 異議なしということで傍聴の許可をいたしますので、傍聴人を入室させてください。 傍聴人入室 それでは傍聴される方に申し上げます。 お手元に配布の、傍聴に関する注意事項をお守りいただきますようお願いいたします。それでは、まず協議会の会議録について審議したいと思います。 事務局より、説明をお願いします。
事務局	会議録の作成方法や確認方法につきまして、3点ほど確認させていただきます。 まず1点目は、会議録は要点筆記とさせていただきたいと思っております。 次に2点目は、発言した委員の氏名を实名ではなく、A委員、B委員、C委員というように記載させていただきたいと思っております。3点目は作成した会議録の確認方法につきまして、会長・副会長にご確認をいただき、了承を得てから会議録として公開とさせていただきたいと思っております。 以上です。
会 長	只今、事務局よりご提案がございましたが、何かご意見等ございませんでしょうか。 事務局の提案にご賛同いただける委員の方は、挙手願います。 挙手多数 ありがとうございました。 異議なしと認めますので本委員会の会議録については要点筆記とし、発言した委員の氏名を記載しないこととし、会議録につきましては会長・副会長の了承を得て公開とさせていただきます。 それでは、議題の方に移りたいと思っております。 議題（1）基幹相談支援センターの事業・運営状況等について、事務局

	より説明を求めます。
事務局	<p>基幹相談支援センターの相談対応実績について説明します。</p> <p>お手元の資料1ページの資料1をご覧ください。瑞穂市では令和3年4月より障がい者基幹相談支援センターを設置し、また、令和5年度からは地域生活支援拠点の相談機能としての役割を担い、障がい者の方、またそのご家族などからの相談に広く対応しております。こちらは、令和4年度から、令和6年度までの基幹相談支援センターで対応した相談件数のグラフとなっています。なお、今年度については、1月31日現在までのデータとなっております。相談件数は令和4年度で244件、5年度で231件、今年度は199件、年度ごとの月平均は、4年度が20件、5年度が19件、今年度が22件となっており、毎年おおむね同じ水準の相談が寄せられています。</p> <p>続きまして、2ページをご覧ください。こちらは、相談内容の障がい種別を円グラフにしたものです。各年度ともに、青い範囲で示した、精神障害者やその関係者からの相談が大半を占めています。考えられる理由としては、知的障がいや発達障がい等では、幼いうちから支援者との関わりがあるなど、すでに相談先を持っている方が多いことに対し、精神障がい者の方などでは、成人してから発症し、まだ相談先がない場合や、ご家族などが相談者となるケースが多く、このような比率になっています。知的・発達障がいについての相談件数は減少しています。精神障害者の社会参加・居場所づくりについては、今後重要な課題であり、支援体制を構築していく必要があります。</p> <p>3ページをご覧ください。こちらは相談方法についての円グラフです。青色で示した電話相談、オレンジ色の窓口相談の2つで各年度とも90%を占めていますが、緊急性や、関係機関の要請などにより、訪問での相談支援も実施しています。令和6年度は、保健所や警察、市関係課からの依頼により訪問相談を行いました。具体的例としては、相談員と対象者の関係性がうまくいっていない場合に、その間に入って相談を受けたり、子ども支援課で支援が必要な事例で、該当者が障がい者である場合や、精神障がい者で自殺願望があり、警察や保健所等から緊急の通報を受けた場合等があげられます。</p> <p>4ページをご覧ください。相談者の性別のグラフです。4年度ではやや女性の相談者が多くありましたが、5年度以降は大きな差は開いておりません。</p> <p>5ページをご覧ください。こちらは当事者の年齢の円グラフとなっています。相談にみえた方ではなく、障がいをお持ちの当事者の方の年齢をグラフにしています。各年度ともに40代の相談がやや多くある傾向にあります。令和4年度に10代、20代、30代の割合が多くなっています。これは、精神に障がいがある方で、ある一定の期間に渡り、継続して相談</p>

	<p>に来られた特定の方がいたため、割合が多くなっていることが大きな要因となり、グラフに表れています。</p> <p>6 ページをご覧ください。大半が、青色で示した本人からの相談で、次いでオレンジ色の父母となっています。父母からの相談の場合は、深刻なケースが多いです。本人からの相談の場合は、より具体的な相談をすることが可能となってきます。相談事業所、施設職員の方からも若干の相談がありますが、関係機関の皆様におかれましても、当市の障がいをお持ちの方のことでお困りのことがございましたら、お気軽にご相談いただければと思いますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>最後に7 ページですが、こちらは相談内容のグラフとなっています。例年、障害福祉サービス関係の相談や、症状についての相談、健康・医療に関する相談が多く寄せられています。令和6年度では、7月時点で不安の解消についての相談が11%でありましたが、1月までで19%と7割ほど増加し、反対に症状についての相談が4割ほど減少しました。</p> <p>障害福祉サービスに関する相談では、サービスの利用に繋がるケースも多く、その場合には相談支援専門員が支援者となる傾向にあります。サービス等に繋がっていない他の相談者の中には、居場所を求めて繰り返し相談をされる方もいます。</p> <p>基幹相談支援センターの事業・運営状況等についての説明は以上となります。</p>
会 長	<p>ありがとうございました。基幹相談支援センター、令和3年から立ち上がっております。今回の資料は令和4年度から令和5年度、令和6年度については今年度の1月までということで、非常に詳しくご説明を頂きました。委員におかれましてはいかがでしょうか。ご質問あるいはご追加等ございますでしょうか。</p>
A委員	<p>3 ページの相談内容のところですが、瑞穂市じゃないんですけど、知り合いのところでも、いくつか精神の方の死亡事故、自殺等があります。この資料によると、訪問の件数が増えています。自殺願望とあるんですが、訪問の件数を見ると4年5年は1, 2件で6年が8件とやっぱり、数字だけで見ると上がっています。瑞穂市で精神の方の自殺の件数とか、そういうのは把握されているんでしょうか。</p>
福祉生活課長	<p>申し訳ございません。とくに精神障がいが原因で亡くなったという方の資料的なものはございませんが、今年度私が課長になって以降、そういったお話は聞いておりません。そういった情報が入れば、私どももすぐ本人に連絡を取るなりして、無いように努めてまいりたいと思いますので、また皆様の方でも、もしそういった情報ありましたら、福祉生活課のほうまでご一報いただければすぐ対応させていただきますので、ご協力お願いします。</p>
A委員	<p>ありがとうございました。</p>

<p>会 長</p>	<p>ありがとうございます。よかったですか。他いかがでしょうか。資料で、赤字でまとめていただいたのが、考察あるいは課題とかの問題点も出していただいております。また、3年4年目ということで、いろんな相談支援事業所とも重層的にといいですか、非常にネットワークを取りながら活動していただいておりますので、さらに頑張っていただければと思います。ありがとうございます。</p> <p>それでは次に進めさせていただきます。今度は議題の2ということで、障害者の短期宿泊事業の利用状況ということで、こちら事務局の方からご説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>お手元の資料8ページの資料2をご覧ください。</p> <p>障害者短期宿泊事業につきましては、障害者の重度化・高齢化や「親なき後」を見据え、居住支援のための機能の一つである、緊急時の受け入れ体制の整備として、令和5年度より実施している事業です。もとす広域連合老人福祉施設大和園養護老人ホームの施設を利用して、障害者の短期宿泊を受け入れています。保護者や家族が冠婚葬祭、急病等で介護が困難になった場合に、一時的な宿泊先を確保する目的の事業となります。今年度は1件の相談がありました。夏頃に相談があった案件で、相談者は相談支援専門員、対象者は56歳の男性、療育手帳所持者で等級はB1の方です。2人暮らしをする高齢のお母さんが、体調不良で入院となり、その後介護施設へ入所となる可能性があるためということでした。本人の短期入所の支給決定は既に出ていたため、短期入所側の受け入れ体制が整っていれば短期入所が使えたのですが、短期入所の施設側が週3位しか受け入れることができないということでありました。グループホーム入居までの間、毎日でなければならず、障害者短期宿泊事業を利用されました。障害者短期宿泊事業の利用状況についての説明は以上となります。</p>
<p>会 長</p>	<p>ありがとうございました。ただ今のご報告につきまして、何かご質問とか、ご追加とかございますでしょうか。令和5年度から始まった事業で、これはあくまでも緊急ショートですので、本当に早く対応が必要ということで対応をしていただいております。今年度は1件ということで、昨年7月17日から7月29日。13日間ぐらいですかね、ショートで利用されておられました。この後の結果は事務局のほうご存じでしょうか。差し支えなければ、高齢のお母さまの状況と、ご本人がグループホームに入居されたのかどうか、ちょっと流れがよくわからないので、説明がもし可能でしたらお願いしたいと思いますが。</p>
<p>副会長</p>	<p>当事業所の利用者なので、私から説明させていただきますけれども、この12日間利用している間に、近隣のグループホームの調整がにつきまして、そちらに移行していただきました。お母さんの方は、ほぼ寝たきりになってしまったので、要介護がついてお母さんも入所ということでした。</p>
<p>会 長</p>	<p>ありがとうございました。今後こういうケースが増えてくると思います</p>

	<p>ので、各連携を強めていただければと思います。各委員の皆様よろしいですか。ではありがとうございました。それでは引き続きまして議題3、障害者週間および発達障害啓発週間についての報告ということで、事務局の方からご説明をお願いします。</p>
事務局	<p>お手元の資料9ページの資料3をご覧ください。</p> <p>「障害者週間」とは、毎年12月3日から12月9日までの1週間、国や地方公共団体などが中心となって、障害者福祉に対する意識啓発のための様々な取り組みを実施する期間です。瑞穂市においては、今年度も12月3日～9日にかけて、障害者週間の啓発活動として、市役所の庁舎の望楼に資料のメッセージを投影し啓発を行いました。</p> <p>お手元の資料12ページの資料4をご覧ください。毎年4月2日を「世界自閉症啓発デー」とすることが国連で決議され、全世界の人々に自閉症を理解してもらい取り組みがされています。我が国においても、毎年4月2日から8日を発達障害者啓発週間として、シンポジウムの開催やブルーライトアップ（癒しや希望を意味する色）等の活動が行われています。</p> <p>瑞穂市においても、4月に市役所の受付窓口に設置してあるモニターに、資料で示しましたメッセージを映し出し啓発を行う予定です。また、14ページの資料のように「広報みずほ4月号」にも掲載し啓発活動を行っていきます。</p> <p>障害者週間及び発達障害者啓発週間についての説明は以上となります。</p>
会長	<p>ありがとうございました。市の方からの障害者週間、これは昨年の12月、それから発達障害啓発週間については4月からですので、同じような形で行う予定になっております。広報みずほの方にも世界自閉症啓発デーということで、これも掲載していただきました。この資料は、昨年のものになっていますが、来年度の4月にも掲載する予定になっております。そのほか、ご質問等ございますか。</p>
A委員	<p>障害者週間、すごくいい啓蒙のチャンスだと思うんですが、これを市役所の望楼に映し出すということですが、これは例年同じようなスタイルなのか、あとはこれ以外に啓発をするということは考えられていないのか、今スマホとかユーチューブですね、どの世代もほぼほぼみられているということなんですが、市の望楼に映し出すというだけの啓発という活動なのかということを確認させていただければと思います。</p>
事務局	<p>啓発活動について、市の望楼に投影する形については、数年前から例年やっているものになりますが、投影する機械の方も古くなり、リースの方も切れるということで、次回からは、市役所内の受付窓口付近にモニターがあるので、こちらを利用して啓発をするという予定でおります。また、ホームページなども利用して、そういった週間の啓発活動も今後予定していきたいと思っております。また、瑞穂ふれあいフェスタという秋のお祭りの機会に、障がい者のことをご理解いただきたいという内容のパンフレ</p>

	<p>ットを来場者の方に配布する活動を行っております。こういった啓発につきましては、また皆さんの意見を伺いながら進めてまいりたいと思っております。</p>
会 長	<p>ありがとうございました。障がい者のいろんな啓発活動、ぜひ継続していただくのと、皆さんにアイデアを出していただいて、より効果的な啓発活動ができればと思いますので、また何かご意見等ありましたら福祉課の方に申し出ていただければ、また検討していただきたいと思います。</p> <p>それではここは良かったですか。ありがとうございます。それでは議題の4ということで、これから各部会の方の報告をお願いしたいと思います。まずはくらし部会の方からお願いします。</p>
くらし部会長	<p>資料は15ページからとなります。</p> <p>精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた工程表でございます。くらし部会では、昨年度、医療、障がい福祉、地域など7つの支援種別ごとに抽出したニーズや課題について、活用できる地域資源の明確化や目標の設定を行いました。この表ですと、左から5列目までの目標の設定まででございます。</p> <p>今年度の活動といたしましては、6月12日に第1回目の部会を開催し、表の右から2列目、目標達成への取組みについて協議しました。</p> <p>具体的な取り組みにつきましては、部会員が自立訓練事業所と地域活動支援センターを併設する「うかい」を見学し、施設の目的やサービス内容等について理解を深めていただきました。この施設の見学には、地域の方に精神障害に係る資源を知っていただくために、瑞穂市民生委員・児童委員の皆様にもご見学いただきました。</p> <p>その後、第2回部会を11月20日に開催し、表の一番右の取組に関する評価・改善について検討しました。部会員からは、表の2行目の保健にもありますように、保健には早期発見、関係機関に繋ぐ役割があり、連携を図るための情報共有を強化する必要がある。その下、来年度は「ふなぶせ」を見学し、更に資源を周知する。「ふなぶせ」は岐阜病院に併設する施設で、「うかい」のように自立訓練事業所と地域活動支援センターを運営しています。その下、地域活動支援センターへの通所的手段に課題がある、就労を支援するために、「ふなぶせ」が中ボツ、職業訓練、超時短就労等も実施しているので「ふなぶせ」の見学の際に合わせて調査できるとよい等のご意見がありました。今後は、このようなご意見を踏まえ、他の施設の見学も必要ではないかと考えています。</p> <p>このほか、医療の項目において、サービスや制度をインフォーマルに繋げることでございましたため、岐阜県に届け出している訪問看護事業所の一覧を作成しました。この一覧表は、資料の20ページからとなりますが、24ページにありますQRコードをスマホで読み取っていただきますと、一覧表やグーグルマップ上に事業所の位置が確認できるようになって</p>

	<p>います。今後は、QRコードを付した立札を関係機関に設置するなど、利用者の利便性の向上のための方策を検討します。</p> <p>また、住宅の行では、住宅確保要配慮者居住支援等の制度について調査する。教育の行では、教育に限らず、地域に対する啓蒙活動的な取り組みを考えるなどのご意見もいただきましたので、今後調査検討してまいります。くらし部会からは以上です。</p>
会 長	<p>ありがとうございます。まずはそれぞれの部会のご質問とかご追加をいただきたいと思いますのでいかがでしょうか。ただいま資料5に基づいてご説明いただきました。くらし部会では、精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築の工程表を基に、今どんどん進めていただいております。16ページから19ページまでは地域活動支援センター「うかい」でのいろんな取り組みのご紹介をいただいております。20ページからの精神科の訪問看護の事業所一覧は、25ページのQRコードを読み取っていただくと検索がしやすくなっております。25ページのところが、精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築の概略図になりますが、手書きで書いてあるところが、瑞穂市での取り組みと人のネットワークが記載されております。少しずついろんなところのつながりを分かる形で記載をいただいております。以上になりますがいかがでしょうか。ご質問ご追加等ございますでしょうか。また、来年度に向けても、くらし部会の方はこの事業を中心に活動していただくということになっております。もしのちほどでも結構ですのでご質問あればお願いしたいと思います。</p> <p>次は権利擁護部会の方のご報告をお願いします。</p>
権利擁護 部会長代理	<p>権利擁護部会長が欠席されておりますので、代理として副会長から報告させていただきます。</p> <p>26ページの資料6からご覧ください。9月6日に2回目、11月20日に3回目の部会を開催しました。内容は、虐待事案、成年後見に係る事案、差別に係る事案についての協議で、成年後見と差別の事案はありませんでしたが、虐待事案が発生しましたので協議しました。</p> <p>これについては、さらに12月12日に、急遽、虐待対応ケース会議を開催しています。詳細の報告は事務局よりお願いします。</p>
事務局	<p>市内で起きました障害者虐待案件について報告させていただきます。</p> <p>10月31日に瑞穂市内の事業所の職員の方が来庁され、職員による利用者への虐待の疑いがあると通報がありました。県と市による事業所への聴き取り調査を11月6日に実施し、職員6名、利用者4名に対し聞き取り調査を実施しました。また、事業所の内部調査を実施してもらい11月29日付けで報告書が提出されました。これらの調査から、従業員による威嚇的発言、侮辱的発言による心理的虐待、夏の暑い時期にエアコンを利かせない環境で働かせる放棄・放置虐待の事実が判明しました。</p> <p>市が虐待を認定するにあたって第三者の意見も伺いたく、急遽、12月</p>

	<p>12日に権利擁護部会の部会員にお集りいただき、虐待対応ケース会議を開催し、ご意見をいただきました。ご参加いただいた部会員全員から虐待と認定すべきとの意見をいただき、12月16日に市として虐待と認定しました。12月27日に事業所の代表者に対し、障害者虐待に関する事実確認の結果及び今後の対応についての通知文書を出し、口頭で指導を行いました。業務の改善計画書を作成すること、虐待防止に関する研修を実施すること、虐待防止に関するマニュアル等を整備し提出するよう申し伝えました。その後、1月27日に事業所から業務改善計画書等が提出されました。県の監査は1月20日に事業所の方で行われました。県の監査は、事業所の虐待防止の今後の取組について確認され指導がされました。県の担当者によると、事業所の今後の取組としては、虐待防止の担当者をサービス管理者以外の職員を新たに入れること、積極的に外部講師を招いての研修を今後行っていくこと等を確認したとのこと。県の方にも業務改善計画書の提出を求め、今後、監査結果を事業所に通知するとのことでした。虐待案件の報告は以上となります。</p>
<p>権利擁護 部会長代理</p>	<p>ありがとうございました。権利擁護部会はそのような協議とは別に、毎年開催の虐待防止研修についても部会で企画し、今年は12月13日にココロかさなるCCNセンターのあじさいホールで開催。前回の内容は東京の精神病院で発生した虐待のドキュメンタリー映像を視聴するもので、明確に虐待で、衝撃的だったので効果的な研修でしたが、その後のアンケートに、虐待かどうか判然としない事例も取り上げてほしいというものがあつたので、今回はまず、岐阜県障害者権利擁護支援センターの方を講師としてお招きし、33ページからのように、虐待についての基本的な講義をしていただいた後、50ページからの、事前に参加事業所から提供していただいた、虐待かどうかはつきりしないグレーな事案について、これは虐待か、どう対応すべきか等を参加者のグループワークで検討しました。参加者は、瑞穂市の障害児と障害者が利用する近隣の事業所の従事者で、28ページの資料のとおり今回は86名の参加がありました。年々増加しています。参加者には56ページの修了証書をお渡ししています。57ページからは今回のアンケートです。また後ほど目を通していただければと思いますが、65ページのように、研修全体を5段階評価したのですが、1と2の悪い評価はなく、概ね良いという感想でした。このアンケートは、3月12日に予定している4回目の部会で、詳しく検証したいと思いません。この虐待防止研修は参加の要望が大変強く、参加者も年々増えていますので、来年度もよいものと考えて開催する予定です。以上です。</p>
<p>会 長</p>	<p>ありがとうございました。部会長に変わりました。権利擁護部会長代理の方からご報告いただきました。いかがでしょうか。ご質問あるいはご追加等ございますでしょうか。昨年10月31日に、施設の方からの通報があつて、虐待の案件が1つ出てきております。詳細につきましては、今市</p>

	<p>の方からご説明いただきました。部会としては、昨年12月13日に虐待防止の研修会を開催していただき、年々定着していております。なかなか小さい、小規模の事業所だと自分たちで開催するのは大変なところもありますので、色々な事業所から参加をいただいております。参加者名簿を添付しておりますし、あとは講師の北嶋さんの方の講演の資料も添付させていただきますので、お時間のある時にぜひお目通しいただけるとありがたいと思います。いかがですか。グループワークについても非常に評価が高かったのかなというのと、アンケートの結果についても、目を通していただけると、現場の考え方もわかりやすいかなと思います。ご質問とかご追加はございますか。</p>
B委員	<p>すいません、ちょっと教えていただきたいんですけど、虐待通報の案件について、以前から通報のあった事業所ということが資料にあります、以前もこの事業所には指導が行われていたのかということと、虐待防止ケース会議では、経営陣の刷新が必要などという厳しい意見もあったということですが、この辺りが実際どうなったのかということと、内部による通報でこの通報した職員さんは、その後どうされているかということとをちょっと教えていただきたいと思います。</p>
事務局	<p>今まで虐待認定というところまでは至っていませんでしたが、この事業所は過去に虐待と疑われる通報があり、事実確認で市の職員が訪問したことがある経緯がありました。そういった話がたくさん出てくるということについては、やはり慎重に、二度と起こらないように対応すべきかなというところもあり課内でも相談しまして、市だけではなく、県の方にも入っていただいて、情報共有しながら事実確認を進めていきました。虐待をしたと疑われる職員につきましては、県と市で事実確認を行った数日後に退職をされたと事業所の方から伺いました。ただし、その方は辞められても職場として、いろんなことの対策ができていないから、このようなことが起こったのではないかということもあり、事業所としても二度と起こらないようにというところを、権利擁護部会の部会員の方にもご意見をいただいて、このたび指導を行ったところです。</p> <p>通報していただいた職員の方は、その後どうされているかということですが、初めて通報を受けた時に、事業所に行って事実確認をさせてもらうことになると思いますがいいですかということをお本人に聞いて、こちらとしても慎重に、通報者がばれないようにということに、すごく気を付けて進めました。本来事業所に入って聞き取り調査をするんですけど、ちょっと離れた場所で、ちょっとそこまでは考えすぎかもしれないですけども、それぐらい慎重に本人さんを守るということで行いました。私は、最近その事業所のサービス管理者から聞いて知りましたが、通報された本人は年末ぐらいに辞められたということでした。県と市で行った聞き取り調査の際、事業所であった虐待の事案を話していただいた方は2人いらっしゃ</p>

	<p>やいましたが、1人は11月に辞められて、通報していただいた本人さんも12月末で退職されたということを伺っています。</p>
<p>福祉生活課長</p>	<p>補足になりますが、毎年虐待が疑われる通報が10件とまではいわないですが5、6件はあります。この事業所については、昨年も話があり、昨年は疑いまでで終わりましたが、今回は認定にまで至ったわけなんですけれども、担当者からお話しました通り、公益通報者の方の身分を守ることを一番最優先して、県と調整して、日程とかを決めて調査に入るんですけれども、その前にどうも犯人探しみたいなものがあって辞められてしまったようなんですけれども、この辺りも、もしそれが本当であれば、それは違法な行為なので、県にもそのあたりは伝えてあります。最終的には、事業認定は県が行っているの、たぶん県の方でちょっとそのあたり、もし本当に違法な行為でやめさせられたということであれば、それは無効だよという形にしてもらえるかなと思いますので、ちょっとまたここは県と連携を取りながら、その方の、公益通報者の権利というか身分を守っていきたいと思いますのでよろしくお願いします。あと、瑞穂市人権宣言をしていますし、障害者の権利擁護ということで、本当にこういうことはあってはいけないので、本当に私どもも、しっかりと虐待の通報があった場合には毅然とした態度で臨んでいきたいと思いますのでご協力お願いします。また、ひょっとしたら、こういった虐待認定に当たっては、部会等でお世話になるかもしれませんので、ご意見を頂戴して認定したりすることもありますので、またその際にはご協力お願いします。</p>
<p>権利擁護部会長代理</p>	<p>補足ですけど、この26ページの資料は、今日欠席している権利擁護部会長が作ったもので、いつも協議で上がってくる虐待案件は匿名で扱っておりますので、どこの事業所かというのはわからないんですね。なので、ここで以前から通報のあった事業所ということもあり、というのは部会長の想像で書かれております。ですが参加している委員は、もうおおよそ見当がついていて、おそらくあそこだろうということで取り扱ってました。先ほど福祉生活課長も言われましたけれども、昨年までは虐待の疑いで止まっていたんですね。今回虐待認定にまで至り、権利擁護部会で何かすることはないかということを考えまして、一昨年に瑞穂市で障害のサービスを使っているすべての障害者に対して、通報窓口が市役所以外にもこういうところがあるよというチラシを作成し、それを配布した実績もあります。</p>
<p>会長</p>	<p>ありがとうございます。今回の事案については権利擁護部会で審議していただいて、一定の核心をいただいたので、これをもとに虐待防止の予防対策なり、啓発活動も行っていますので、未然に予防できればということを考えております。あとは先ほどの権利擁護部会長代理からも言われました、虐待の通報の窓口を、啓発活動でPRしていきたいと思いますので、安心して、あまりよくないのかもしれないですけど、内部通報なり、いろ</p>

	<p>んな状態を未然にチェックできるといいかなと思います。</p> <p>以上になります。他いかがでしょうか。権利擁護部会の来年度の活動についてはちょっと触れていませんけれども、様々な成年後見人の利用制度もそうですし、差別解消も部会内で協議をしていただいておりますので、それをまた来年度に向けて進めていきたいと考えております。それではよろしいでしょうか。それでは相談支援部会の報告をお願いします。</p>
<p>相談支援 部会長</p>	<p>前回の8月の全体会后、9月20日に3回目の部会、12月13日に4回目の部会を開催しました。内容は、地域課題評価の分析方法の開発と、基幹相談支援センターの事業所訪問の協議です。</p> <p>地域課題評価の分析方法の開発というのは、例年、ここで地域課題評価の年次報告をお示ししますが、今年はその再開発に取り組みました。66ページの資料7をご参照ください。これはGoogleフォームですが、それに入力する方法にしています。</p> <p>そもそもこの開発の目的は、前回も説明しましたが、評価項目が時代遅れだったのと、「取組」についての評価を最終目標にしたいというものです。当初は属性、ニーズ、課題を選択すると、その取組が自動で算出されるという仕組みを模索しましたが、複雑すぎて開発に時間がかかることがわかったので、単純に属性、課題、取組を選択するようにして、完成を優先させました。</p> <p>では、各項目を見ていきたいと思ひます。まず始めに、今までのように事例検討をしたあと、その事例について全員で確認をしながらチェックをします。</p> <p>(属性、課題、取組の説明等) (1件試しに事例検討した内容を説明) (76ページ以降で入力した結果の説明)</p> <p>シートにも出力できるので、サンプルが集まれば課題や取り組みが明示化できると思ひます。来年度はこれについて継続し、検証したいと思ひます。</p> <p>それから、基幹訪問については、今年度の障害福祉計画の目標値通り、5か所の訪問を調整しました。現在実施中で2件訪問しました。私が同行しています。これから3件は調整済みですので、また訪問する予定です。以上で報告を終わります。</p>
<p>会 長</p>	<p>ありがとうございました。66ページから83ページまでの資料をご覧いただきまして、いかがでしょうか。ご質問、ご追加等。以前もいろんな相談に関しカテゴライズして問題、課題という風にやっていたいたんですが、膨大な量があり負担が大きくて、ちょっと大変かなということで、今回、部会長の方でGoogleフォームの形にさせていただいております。これだと非常に短い時間で分析、課題、結果等がついてくるのかなと思ひます。いかがでしょうか。これは来年度の第1回の全体会で少し分析結果とかが出てきますでしょうか。ある程度の相談件数が集まってくれば、でき</p>

	れば来年度第1回全体会で進捗状況の報告をお願いしたいと思います。他にご意見いかがでしょうか。
C委員	相談支援部会なのか基幹相談なのか、どちらに聞いたらいいかかわからないところがあるんですけど、基幹相談の中でグループスーパービジョンやモニタリング検証というのを多分やっていかなければいけないという話が出てきていると思うんですけど、瑞穂市は何かもう相談支援部会の中で、そういうことをやられているんですか。例えば事業所訪問をして、私たち専門員に対し指導的なことを行われているなどありますでしょうか。
相談支援部会長	グループスーパービジョンをどこでやらないといけないかの質問ですか。ごめんなさい。聞き取れなかったです。
C委員	グループスーパービジョンかモニタリング検証か、多分各市町がスーパービジョンの形でそのままやっているところもあれば、何かモニタリング検証という形でやっているところもあるんですけど、相談支援部会の中でやられているんですか。
相談支援部会長	基幹相談を私が答えるのは少し違うかもしれませんが、基幹相談が事業所訪問を開始したのが、去年か一昨年かというところですけども、この時に、そもそも訪問支援は何をすべきかというのがわからなかったもので、岐阜市のサテライトの「うかい」坂上さんに伺いました。そしたら、基幹訪問をする目的は、基幹相談のハードルを特定に対して下げることだと言われて、ハードルを下げるのに有効なチラシをもって坂上さんが訪問しているということをお伺いしたものですから、今回も訪問する目的は連携強化というか、基幹のハードルを下げるというか、相談しやすくしてもらうことが目的なので、グループスーパービジョンは、特に基幹相談の訪問ではやっていませんし、相談支援部会のところでは、先ほどから言っているこの地域課題評価で資源開発が優先目標かなと思っているものですから、グループスーパービジョンの研修も特にはしていません。もう一つはモニタリング検証でしたかね。
C委員	そうですね。その相談支援専門員が計画を作ると思うんですが、その計画がちゃんと適切に作られているかというのを、基幹相談支援センターであったり、そういう第三者が見て、計画が適切に作られているのかというところを検証していっているところですよ。
相談支援部会長	私が無知で、あまりそういったものを感知していなかったんですけども、もしそういったことが通知なり、指導なりがあるようでしたら、どこかの組織体を使ってやって行くべきかなと思いますね。
会長	ありがとうございます。よかったですかね。他いかがでしょうか。ご質問等ございますでしょうか。それでは今度は子ども部会のご報告をお願いします。
子ども部会長	今年度7月の第1回目の部会では、任期を満了される委員さんも含め、今後、どのように子ども部会を進めていくかの話し合いが持たれました。

	<p>その中で保護者が、子どもとより良い関係性が作れるようにということを目的に、主にペアレントトレーニングを広めていこうということで、新しく部会員を選ばせていただくことになりました。それで、ご協力していただける事業者の児童発達支援管理者の方々がそろいまして、11月26日に第2回目という形で集まっていたいただき、部会を開催しております。その時に、ペアレントトレーニングをどのように広めていくのか計画を立てました。今回の資料にありますのは、初めてペアレントトレーニングの研修という形で、市内のある事業所で、そちらに通所されているお母さんを含め、事業所の方も出席していただきまして、瑞穂市の福祉生活課の職員を講師としてお招きし、研修をさせていただきました。研修の中で、我々子ども部会の会員と、お母さんと、事業所の方とペアレントトレーニングを行いました。この資料85ページを基に進めさせていただきました。このページを追っていただくと、初めにというところがありまして、いろんな子どもの行動とか、きっかけとかという中から、子どもの困った行動を分析しながら、どのように子どもと関わっていくのがよいのかということ、具体的に1つずつ、お母さんと一緒に考えていく機会を作りました。観察上手、褒め上手、整え上手、伝え上手と、それぞれの分野において説明があり、1つずつご自分に置き換えて、ワークショップのような形式で行い意見交流をしました。今回の研修に参加した全員で学び、その内容をみんなで共有し合えるような機会となりました。</p> <p>今年度は1事業所でしか行うことができませんでしたが、次年度につきましては、今回このような形で研修をさせていただきましたことを基に、各事業所におきまして、ペアレントトレーニングを実施していく方向で進めております。</p> <p>次年度は、医療的ケア児の支援についても考えていこうと思っております。まず取り組みのきっかけとして事例を検討する中で、どのような方法をとっていくとよいのかということをおもひとともひに考えていこうと思っております。ペアレントトレーニングにつきましても、今年度取り組んできたことをもとにティーチャートレーニングの研修や、ペアトレのフォローアップ研修などというものの参加につきましても、瑞穂市さんのほうから出席を要請していただきまして、できましたら部会員とともに受けさせていただきますいなと思っております。</p>
<p>会長</p>	<p>ありがとうございました。特に今年度子ども部会はペアレントトレーニング研修の実施ということで、ちょっとモデル的なこともやりましたが、来年度に向けてさらに充実をはかっていくということになっております。それ以外にも医療的ケア児の協議の場が、子ども部会の中で設置されていますので、それについても少し来年度は検討していただけるということになっております。委員の方からはいかがでしょうか。ご質問ご追加等ございますでしょうか。よろしいですか。</p>

B 委員	<p>8 ページの障害者の短期居宅事業のことについてお伺いします。今回の対象者の方が56歳で療育手帳B1、最終的にはグループホームに入るぐらいの支援度の方かなと思いますが、この宿泊事業が利用できる方というのは、例えば支援区分とか、等級とか、そのあたりは一切決まっていなくて、どんな方でも対象になるのでしょうか。養護老人ホームという風に聞いていますので、例えば強度行動障害のある方とか、全介助の方とか、今、強度行動障害の方たちの支援がとても不足していて、社会資源が少ないというところで、まさしくこのような自立支援協議会でそういう話ができるといいのかなという風に思いまして、確認をさせていただきたいと思います。</p>
福祉生活課長	<p>この短期宿泊事業につきましては、施設が大和園になりまして、これは瑞穂市、本巢市、北方町が負担金を出して実施している地方公共団体の1つであります。よって、まず1つの条件としましては、瑞穂市、本巢市、北方町、この2市1町に在住の方で、手帳があれば利用できます。3つの手帳ですね、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者福祉保健手帳ですね。この手帳を持ってみえる方であれば、その2市1町の方であればお使いいただくことができ、窓口は瑞穂市の場合ですと福祉生活課となります。本巢市と北方町はそれぞれ福祉の関係の部局になると思います。</p>
B 委員	<p>行動障害のある方とかも利用できますか。</p>
福祉生活課長	<p>大和園はもともと老人福祉施設であり、まだ始まって2年目でして、対応する職員も研修を受けていただくなど、ご努力をいただいているんですけども、まずは面談をさせていただき、受け入れられそうかどうかというのを判断させてもらいたいということで、障害の程度によっては、ちょっと難しい場合もございますが、なるべくお断りしないように今取り組んでいただいているので、まずはそういった方がいらっしゃれば、面談していただくという形になります。</p>
B 委員	<p>うちの事業所は、知的障害の方の入所施設になりますが、もう建物も43年以上たっていて、非常に老朽化していて、施設も今だに多床室という非常に昔ながらの施設です。実はパラパラと空床が出てきてはいますが、地域の方から入所の相談があるのが、ほとんど強度行動障害という行動障害が激しい方の入所の希望が多いです。ただ、やはり個室じゃないと難しいとか、やはり他害行為や自傷行為や、異食行為があるいうところで、ハード的に整っていないと難しいという現状があり、おそらく全国的にも、そのような問題はいっぱいあります。在宅で頑張っている方たち、あと受け入れ先がなくて困っている方たちが、すごくいらっしゃる中で、そのニーズが一番切実なのかなという風に思うことがあります。今回の例では、B1で56歳というところで、多分受け入れ可能だという風にちょっと想像がつくんですけども、じゃあ本当に行動障害が激しい方とか、そういった方が緊急の時は、どこで受けれるのかなというところも、やは</p>

	<p>り市町村も、県も一緒に考えていく必要があるかなと思いますし、この自立支援協議会は、そういう社会資源を検討したりするという機関でもあると思うので、ぜひそういったニーズや、数、事例を把握し、ぜひ一緒に検討していただきたいなという思いで確認させていただきました。ありがとうございます。</p>
相談支援 部会長	<p>うちの事業所は、強度行動障害は多いですが、県の事業でひまわりの丘という施設があって、強度行動障害緊急短期みたいな感じで県がやっているの、ひまわりの丘にお願いするというのも1つかなと思います。そして、入所になると、私どもの事業所から今月も2人強度行動障害の方が、ほたるさんでお世話になりますが、ほたるさんが強度行動障害に対応しているので、今は昔と違って助かっているなという状況です。今月も2人お願いしているところです。ありがとうございます。</p>
会長	<p>ありがとうございます。この件は自立支援協議会でも、結構議論にはなりました。まずは受け入れていただけるということが大前提だったので、障害のある方の障害の種別、程度等はいろんな問題がありますけれども、事前に面談ということなんですが、基本的には受け入れをいただくという形にはなっていますので、まずはいろいろご相談していただいて、大和園のキャリアアップで窓口を広げて、あくまでもこれは緊急ショートを受け入れなので、もう少し活用できる幅を作っていきたいなと思います。</p> <p>また現場の方で、色々なご意見とか、問題があれば福祉課とかこちらの自立支援協議会の方にご連絡いただければ、いろいろ検討していきたいなと思います。他いかがですか。他の部会の報告事項の質問等でも結構ですが、よろしいでしょうか。それでは部会の報告はこれで終了したいと思います。それでは議題の5ということで、これはちょっと審議になりますが、自立支援協議会の相談支援部会の会員の選考ということで、事務局の方からご報告をお願いします。</p>
事務局	<p>お手元の資料96ページの資料9をご覧ください。</p> <p>相談支援部会の部会員の変更について説明させていただきます。瑞穂市障害者自立支援協議会内規第6条の第4項に「部会員は、事務局会において協議し、全体会の承認を得て会長が指名する。」と規定されています。このたび、事業所の都合により、前任者の岩田真由美さんから、森友樹さんに変更されたいという申し出がありました。去る1月27日に行われました事務局会において協議されましたので、本日、全体会において承認いただければ、本日より施行することとなります。</p> <p>相談支援部会の部会員の変更についての説明は以上となります。</p>
会長	<p>ありがとうございます。ただ今のご説明について何かご質問等ごさいますでしょうか。協議会の内規に基づいて、この部会の部会員の選定とか、認定をいただいていますので、岩田委員から森委員へ変更ということでよろしいでしょうか。それでは部会員の変更について、案通りに賛成の方は</p>

	<p>挙手をお願いします。ありがとうございました。挙手多数でありますので、瑞穂市障害者自立支援協議会相談支援部会の部会員の変更については、案の通りといたします。なお、部会員には後日改めて、ご本人の所属の長に依頼文書をお送り依頼させていただきます。それではこちらで用意しました議案については全て終了いたしました。そのほかご報告、ご追加等ございますでしょうか。なんでも結構ですが、こういうことやっていますよとか、こういう企画色々ありますというのでも結構ですが。いかがですか。よろしいでしょうか。無ければこれで議題の方は終了しまして、次回の全体会について日程を協議したいと思いますので、事務局の方からご説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは次回の自立支援協議会全体会の日程についてですが、会場の都合もありまして、令和7年8月の25日（月曜日）午後1時半から、会場はココロかさなるCCNセンター5階の第1から第3の会議室を提案したいと思いますがいかがでしょうか。</p>
会長	<p>日程と場所をご提示いただきましたが、何かご質問、何か大きな行事とかがあるとちょっと変更したほうがいいのかもありませんが、皆さんいかがでしょうか。8月の25日（月曜日）午後1時半からということではよろしいですか。特に何もなければこの日程と場所で決定したいと思います。それではこれでよろしくをお願いします。それではほかよろしいですかね。議題の方もすべて終了しましたので私の任務はこれで終了させていただきます。委員の皆様におかれましては議事進行等ご協力いただきましてありがとうございました。これにて終了させていただきます。</p>
福祉生活課長	<p>会長を始め委員の皆様には長時間にわたり慎重なご審議をいただき誠にありがとうございました。以上を持ちまして、本日の協議会を閉会させていただきます。お帰りの際は交通事故等にお気を付けください。本日は誠にありがとうございました。</p>